



規則

長野県組織規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第62号

長野県組織規則等の一部を改正する規則

(長野県組織規則の一部改正)

第1条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「部」を「部局」に改め、同条中「地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項、第2項及び第5項の規定による」を「知事の事務部局に置く」に改め、同条第9号を同条第10号とし、同条第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号のア中「関すること」の次に「(経営戦略局の主管に属することを除く。イ、ウ及びオにおいて同じ。)」を加え、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 経営戦略局

次号のアからウまで及びオに掲げる事務のうち、直面する重要な政策課題への戦略的対応に関する事務

第3条の見出しを「(各部の課)」に改め、同条中「地方自治法第158条第6項の規定により、各部に」を「各部に、」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 住宅部

建築管理課 住宅課 施設課

第3条の2を次のように改める。

(経営戦略局のチーム)

第3条の2 経営戦略局に次のチームを置く。

広報広聴チーム 政策チーム 公共事業改革チーム 行政システム改革チーム 人事活性化チーム 財政改革チーム

第3条の3(見出しを含む)中「経営戦略局、」を削る。

第3条の4及び第3条の5を削り、第3条の6を第3条の4とし、第3条の7を第3条の5とする。

第4条の3中「第3条の2、第3条の7」を「第3条の5」に改める。

第52条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

(知事及び出納長の職務代理者を定める規則の一部改正)

第2条 知事及び出納長の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「総務部長」を「経営戦略局長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政システム改革チーム

長野県希少野生動植物保護条例施行規則をここに公布します。

平成15年12月25日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第63号

長野県希少野生動植物保護条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 個体の取扱いに関する規制(第4条-第14条)

第3章 生息地等の保護に関する規制(第15条-第25条)

第4章 保護回復事業(第26条・第27条)

第5章 希少野生動植物保護監視員(第28条)

第6章 雑則(第29条-第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定等の案の公告)

第2条 条例第8条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 種又は地域個体群の名称
- (2) 指定又は指定の解除の理由
- (3) 期間(期間を限定して指定をする場合に限り。)
- (4) 区域(区域を限定して指定をする場合に限り。)
- (5) 指定又は指定の解除の案の縦覧場所

(公聴会)

第3条 知事は、条例第8条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、同条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、当該案件について異議ある旨の意見書を提出した者(第5項及び第6項において「異議ある者」という。)及び意見を聴く必要があると認めた者にその旨を通知しなければならない。

2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。

5 公聴会においては、異議ある者、第1項の規定により意見を聴く必要があると認めた者及び前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

6 議長は、まず異議ある者その他意見を聴こうとする案件に対して異議のある者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

7 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範

囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をすることは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- 8 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第2章 個体の取扱いに関する規制

(指定希少野生動物の捕獲等の届出)

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 届出者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- (2) 捕獲等をしようとする個体の種名及び卵又は種子を採取しようとする場合にあっては、その旨
- (3) 捕獲等をしようとする個体の数量
- (4) 捕獲等をしようとする目的
- (5) 捕獲等をしようとする区域並びに当該区域の状況及び植物の採取又は損傷をしようとする場合にあっては、当該区域の面積
- (6) 捕獲等の方法
- (7) 捕獲等をしようとする期間
- (8) 捕獲等をした個体の取扱方法

2 条例第11条第1項の規定による届出は、指定希少野生動物捕獲等届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (2) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- (3) 捕獲等の方法を明らかにした書類で知事が必要と認めるもの
- (4) 捕獲等をしようとする者の監督の下に捕獲等に従事する者がある場合にあっては、その従事する者の住所、氏名及び職業を記載した書類

(指定希少野生動物の捕獲等の禁止等の命令をする場合)

第5条 条例第11条第2項の規定による捕獲等の禁止若しくは制限又は必要な措置を執るべきことの命令は、条例第31条第1項に規定する保護回復事業計画に基づいてする場合のほか、次の各号に掲げる命令の区分に応じ、当該各号に定める場合にするものとする。

- (1) 捕獲等の禁止の命令 捕獲等を行うことにより指定希少野生動物がその場所において絶滅するおそれがある場合その他指定希少野生動物の生息地又は生育地の存続に極めて重大な影響を及ぼすと認められる場合
- (2) 捕獲等の制限の命令 捕獲等を行うことにより指定希少野生動物がその場所において著しく減少するおそれがある場合その他指定希少野生動物の生息地又は生育地の存続に重大な影響を及ぼすと認められる場合
- (3) 必要な措置を執るべきことの命令 捕獲等を行うことに伴い指定希少野生動物の生息又は生育の環境に著しい負荷を与える場合その他指定希少野生動物の保護に支障を及ぼすと認められる場合

(指定希少野生動物の捕獲等の届出に係る適用除外)

第6条 条例第11条第6項第1号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体保護のために必要であること。
- (2) 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること。
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条若しくは第30条、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第8条第1項若しくは第10条第1項若しくは第2項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第20条第1項又は長野県砂防指定地管理条例（平成14年長野県条例第57号）第18条の規定による処分に基づく義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

エ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理する行為

オ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護管理のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理する行為

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標を設置し、又は管理する行為

ウ 道路を設置し、又は管理する行為

エ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理する行為

オ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理する行為

カ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理する行為

キ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理する行為

ク 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理する行為

ケ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理する行為

コ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、

又は管理する行為

サ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置し、又は管理する行為

シ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理する行為

ス この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置する行為

セ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

ソ 電源開発促進法（昭和27年法律第283号）第5条に規定する電源開発等、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

タ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民族文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為

チ 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項の規定により指定された県宝、同条例第25条第1項の規定により指定された県有形民族文化財又は同条例第30条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為

ツ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第4条に規定する鉱業、採石法（昭和25年法律第291号）第10条第1項第3号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利採取業として行う行為

テ 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第34条第2項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第44条において準用する場合を含む。）

（特別指定希少野生動物の捕獲等の禁止に係る適用除外）

第7条 条例第13条第1項第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 砂防法第29条若しくは第30条、森林法第10条の3若しくは第38条、地すべり等防止法第21条第1項若しくは第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項若

しくは第10条第1項若しくは第2項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第20条第1項又は長野県砂防指定地管理条例第18条の規定による処分に基づく義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(3) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

イ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理する行為

2 前項第3号の届出は、条例第14条第2項の規定による許可の申請に準じて行うものとする。

（所持等が禁止される特別指定希少野生動物の加工品）

第8条 条例第13条第2項の規則で定める加工品は、次に掲げるものとする。

- (1) はく製（はく製として製作する過程のものを含む。）その他の標本
- (2) 毛皮製品（毛を材料として製造された衣類、装身具又は調度品をいう。）
- (3) 皮革製品（皮を材料として製造された衣類、装身具又は調度品であって前号に掲げるもの以外のものをいう。）
- (4) 羽毛製品（羽毛を材料として製造された衣類、装身具又は調度品をいう。）

（特別指定希少野生動物の捕獲等の目的）

第9条 条例第14条第1項の規則で定める目的は、教育の目的、特別指定希少野生動物の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他特別指定希少野生動物の保護に資すると認められる目的とする。

（特別指定希少野生動物の捕獲等に係る許可の申請等）

第10条 条例第14条第2項の規定による許可の申請は、特別指定希少野生動物捕獲等許可申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 学術研究論文の写し、教育方針又は調査方法を記載した書類その他これらに類する書類で、捕獲等をしようとする目的を証明することができるもの（捕獲等の目的が繁殖である場合を除く。）
- (2) 捕獲等をしようとする区域を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (3) 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- (4) 捕獲等の方法及び捕獲等をした個体の取扱方法を明らかにした書類であって、知事が必要と認めるもの
- (5) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (6) 捕獲等をした個体を繁殖させようとする場合にあっては、繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

3 条例第14条第5項に規定する許可証（以下この条において「許可証」という。）は、様式第3号によるものとする。

4 条例第14条第6項の規定による従事者証の交付の申請は、特別指定希少野生動物捕獲等従事者証交付申請書（様式第4号）に

より行うものとする。

5 条例第14条第6項に規定する従事者証（以下この条において「従事者証」という。）は、様式第5号によるものとする。

6 条例第14条第7項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、特別指定希少野生動物捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書（様式第6号）により行うものとする。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の数量及び処置の概要を知事に報告しなければならない。この場合においては、捕獲等をした個体の写真（当該捕獲等をした個体が植物である場合にあっては、捕獲等をした個体の写真及び捕獲等をした場所の現況写真）を添付しなければならない。

9 条例第14条第7項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において亡失した許可証又は従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（特別指定希少野生動物の個体の取扱方法）

第11条 条例第14条第9項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

(1) 捕獲等に係る個体を飼養栽培する場合にあっては、適当な飼養栽培施設に収容すること。

(2) 捕獲等に係る個体を繁殖させる場合にあっては、捕獲等に係る個体を繁殖させた個体と明確に区別して取り扱うこと。

(3) 捕獲等に係る個体の殺傷又は損傷をする場合にあっては、当該個体の捕獲等の許可の目的に従ってすること。

（特別指定希少野生動物事業に係る届出）

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、特別指定希少野生動物事業届出書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 届出者の職業（法人にあっては、主たる事業）

(2) 譲渡しの業務を開始しようとする日

(3) 特別指定希少野生動物の個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の名称及び所在地

(4) 特別指定希少野生動物の個体を繁殖させようとする場合にあっては、次に掲げる事項

ア 繁殖施設の所在地、規模及び構造

イ 繁殖に従事する者の氏名及びその者と届出をした者との関係並びに繁殖に関する経歴

ウ 繁殖方法及び繁殖計画

エ 繁殖させた個体の譲渡しの形態

3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特別指定希少野生動物の個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

(2) 特別指定希少野生動物の個体を繁殖させようとする場合にあっては、次に掲げるもの

ア 繁殖施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

イ 繁殖方法を明らかにした書類

(3) 譲渡しの業務を伴う事業の内容を明らかにした書類

（特別指定希少野生動物事業の変更等の届出）

第13条 条例第17条第2項の規定による変更の届出は、特別指定希少野生動物事業変更届出書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、前条第3項各号に掲げる書類のうち当該届出書により変更を届け出た事項に係るものを添付しなければならない。

3 条例第17条第2項の規定による廃止の届出は、特別指定希少野生動物事業廃止届出書（様式第9号）により行うものとする。

（特別指定希少野生動物事業に係る保存書類の記載事項等）

第14条 条例第18条第2項の書類に記載すべき事項は、同条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

(1) 特別指定希少野生動物の個体等の譲受けをした場合にあっては、当該個体等の譲受けをした年月日

(2) 特別指定希少野生動物の個体等の譲渡しをした場合にあっては、当該個体等の譲渡しをした年月日（特別指定希少野生動物の個体が死亡し、若しくは枯死した場合又は特別指定希少野生動物の個体の加工品を廃棄した場合にあっては、当該個体が死亡し、若しくは枯死した年月日又は当該加工品を廃棄した年月日）

2 条例第18条第2項の規定による書類の記載は、譲渡しの業務の対象とする特別指定希少野生動物の個体又はその加工品ごとにするものとする。

3 条例第18条第2項の規定により書類に記載すべき事項が、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同項の規定による当該事項が記載された書類の保存に代えることができる。

4 特別指定希少野生動物事業を行う者は、条例第18条第2項の書類（前項の規定により記録をしている場合にあっては、当該記録）を当該書類に記載された第1項第2号の日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

第3章 生息地等の保護に関する規制

（生息地等保護区の指定案の公告）

第15条 条例第23条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 生息地等保護区の名称

(2) 生息地等保護区の指定の区域

(3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動物

(4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

(5) 生息地等保護区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動物及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（公聴会）

第16条 第3条の規定は、条例第23条第6項（条例第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催について準用する。

（規制地区の指定案の公告）

第17条 第15条の規定は、条例第24条第3項において準用する条例第23条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、第15条各号中「生息地等保護区」とあるのは、「規制地区」と読み替えるものとする。

（規制地区の区域内における行為の許可の申請）

第18条 条例第24条第5項の規定による許可の申請は、規制地区内行為許可申請書(様式第10号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行為に関する計画書その他の書類
- (2) 行為地を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (3) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び現況写真
- (4) 行為の施行方法(指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。第24条第1項第6号において同じ。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図のうち知事が必要と認めるもの
(既に着手している行為の届出)

第19条 条例第24条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 行為の種類
- (3) 行為の目的
- (4) 行為の場所
- (5) 行為地及びその付近の状況
- (6) 行為の施行方法
- (7) 行為に着手した日
- (8) 行為の完了の日又は予定日

2 条例第24条第8項の規定による届出は、規制地区内既着手行為届出書(様式第11号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 既に着手している行為に関する計画書その他の書類
- (2) 行為地を示した縮尺5万分の1以上の位置図
- (3) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び現況写真
- (4) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図のうち知事が必要と認めるもの(規制地区の区域内における許可を要しない行為)

第20条 条例第24条第9項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護管理のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - イ 砂防法第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。
 - ウ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現況に著しい変更を及ぼさないもの
 - エ 砂防法第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第3条に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理

のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

カ 測量法第10条第1項に規定する測量標を設置すること。

キ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現況に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあっては、新築することを含む。)

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

シ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ス 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

セ 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。

ソ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現況に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

タ 電柱を設置すること。

チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。

ツ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。

テ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。

ト 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ナ 送水管を農地に埋設すること。

ニ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。

ヌ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。

ネ 宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

ノ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現況に著しい変更を及ぼさないものに限る。)

- ハ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(イ)又は(キ)に掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において(イ)又は(キ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
 (ア) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
 (イ) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
 (ウ) 旗ざおその他これに類するもの
 (エ) 門、塀、給水設備又は消火設備
 (オ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
 (カ) 地下に設ける工作物（建築物を除く。)
 (キ) 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。)
- ヒ 条例第24条第4項の規定による許可を受けた行為（条例第40条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舎を除く。）、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- (2) 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
 ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 イ 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。
 ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
 エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
 オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
 カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が30センチメートル以下のものであって規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。
 キ 学校等における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（国立又は公立の学校等にあっては知事に通知したもの）に限る。）。
- (4) 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
 ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 ウ 規制地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 ア 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。
 イ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 ウ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- エ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 オ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- (7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの
 ア 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。
 イ 下水道に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。
 ウ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。
 エ 建築基準法第31条第2項に規定する尿尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
 オ 水道法第3条第8項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。
- (8) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
 ア 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 イ 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 ウ 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 オ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 カ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (9) 指定希少野生動植物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為(条例第24条第4項第6号、第7号、第10号及び第13号から第15号までに掲げるものを除く。)

イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項(同法第44条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第24条第4項第7号、第10号及び第13号から第15号までに掲げるものを除く。)

ウ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるものを除く。)

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるもの

(イ) 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ウ) 用排水施設(幅員2メートル以下の水路を除く。)

又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(エ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(オ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(カ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(キ) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるものを除く。)

カ 学校等の用地内において教育又は学術研究として行う行為(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるものを除く。)

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げる行為を除く。)

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条

第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第2条第1項の規定により認定された物件の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるものを除く。)

ケ 文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された県宝、同条例第25条第1項の規定により指定された県有形民族文化財又は同条例第30条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築並びに条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げるものを除く。)

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理する行為

シ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為(条例第24条第4項第7号に掲げるものを除く。)

ス 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

セ 工作物の修繕のための行為(条例第24条第4項第7号に掲げるものを除く。)

(11) 条例第24条第4項第6号に掲げる行為であって同条第9項第3号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

2 前項第3号のキの届出は、条例第24条第5項の規定による許可の申請に準じて行うものとする。

(非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出)

第21条 条例第24条第10項の規定による届出は、規制地区内応急措置届出書(様式第11号)により行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地を示した縮尺5万分の1以上の位置図を添付しなければならない。

(立入制限地区の区域内への立入りの制限の対象とならない行為)

第22条 条例第25条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第6条第4号のセ又は第20条第1項第1号のエ、カ若しくはチ若しくは第10号のコからスまでに掲げる行為

(2) 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護管理を行うこと又はそのための標識を設置すること。

(3) 地下において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 測量法第3条の規定による測量を行うこと。

(5) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

(6) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物、熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7) 文化財保護法第69条第1項の規定により指定され、又は同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。)

(8) 文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物を新築すること及

び土地の形質を変更することを除く。)

(9) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

(立入制限地区の区域内への立入りの許可の申請)

第23条 条例第25条第5項において準用する条例第24条第5項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請書(様式第12号)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類

(2) 立ち入る位置及び立ち入る巡路又は範囲を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面

(監視地区の区域内における行為の届出)

第24条 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為地及びその付近の状況

(6) 行為の施行方法

(7) 行為の着手及び完了の予定日

2 条例第26条第1項の規定による届出は、監視地区内行為届出書(様式第13号)により行うものとする。

3 前項の届出書には、第18条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(監視地区の区域内における届出を要しない行為)

第25条 条例第26条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第20条第1項第1号のイからオまで(ト及びナを除く。)に掲げる行為

イ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあっては、改築後又は増築後において(ア)から(ウ)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(ア) 床面積の合計200平方メートル以下の建築物又は水平投影面積200平方メートル以下の工作物(建築物を除く。)

(イ) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであって高さ30メートル以下のもの

(ウ) 高さ20メートル以下のダム

ウ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を設置すること。

エ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を埋設すること。

オ 幅員が4メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

カ 郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。)

又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の事業所を改築し、又は増築すること。

キ 工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設を改築し、又は増築すること。

ク 条例第26条第1項の規定による届出(条例第40条第3項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第26条第2項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第5項の期間を経過したものに限る。)

又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)

を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであって次に掲げるもの

ア 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

イ 教育、試験研究又は学術研究のために土地の形質を変更すること。

ウ 第1号のイに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

エ 面積が200平方メートルを超えない土地の形質の変更であって、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

ア 第20条第1項第3号のイからオまでに掲げる行為

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ 教育、試験研究又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 工作物を設置するための地質の調査のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

オ 当該行為の行われる土地の面積が200平方メートルを超えず、かつ、高さが2メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(4) 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が200平方メートルを超えないもの

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

ア 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 生息地等保護区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息地等保護区の区域のうち監視地区の区域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 第6条第4号のタ若しくはチ又は第20条第1項第10号のロからセまでに掲げる行為

イ 測量法第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うこと。

ウ 条例第24条第4項第1号から第3号までに掲げる行為であって森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林の区域等において行うこと。

エ 水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

オ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 住宅又は高さが10メートルを超え、若しくは床面積の合計が500平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後

において、高さが10メートルを超え、又は床面積の合計が500平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(イ) 用排水施設(幅員4メートル以下の水路を除く。)又は幅員が4メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が4メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(ウ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(エ) 宅地を造成すること。

(カ) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)

(キ) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

カ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

キ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為

ク 学校等の用地内において教育又は学術研究として行う行為

ケ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

コ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を設置することを除く。)

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

第4章 保護回復事業

(保護回復事業の認定の申請)

第26条 国及び地方公共団体以外の者は、条例第32条第3項の認定を受けようとするときは、保護回復事業認定申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保護回復事業の事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類)

(2) 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(認定保護回復事業の告示)

第27条 条例第32条第4項前段の規定による告示は、認定を受けた保護回復事業を行う者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに認定を受けた保護回復事業の事業計画について行うものとする。

2 条例第32条第4項後段の規定による告示は、認定を取り消された保護回復事業を行っていた者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)について行うものとする。

第5章 希少野生動植物保護監視員

(希少野生動植物保護監視員)

第28条 条例第38条第2項に規定する希少野生動植物保護監視員は、知事が委嘱する。

2 希少野生動植物保護監視員は、名誉職とする。

3 知事は、希少野生動植物保護監視員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの条例の規定に違反し、その他希少野生動植物保護監視員たるにふさわしくない非行

があったときは、これを解嘱することができる。

4 希少野生動植物保護監視員は、希少野生動植物の保護に関する監視、指導等を行おうとするときは、様式第15号の身分証明書を携帯しなければならない。

第6章 雑則

(国等に関する特例)

第29条 条例第40条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 特別指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

ア 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合

イ 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為に伴って捕獲等をする場合

ウ 警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

エ アからウまでに掲げる場合における行為に附帯する行為をする場合

(2) 条例第24条第4項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

(ア) 下水道を改築し、又は増築する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合

(ウ) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

(ア) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(イ) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(ウ) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために指定希少野生動植物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ アからエまで掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げる

行為をする場合を除く。)

(イ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(条例第24条第4項第7号、第8号及び第11号から第15号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(ウ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第69条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第70条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げる場合における行為に附帯する行為をする場合

(3) 条例第25条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げる行為をするためのもの

ア 雪崩の防止のための施設又は火山地、火山麓若しくは火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第6条第1項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等(それらの卵を含む。)の捕獲等をする(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

エ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

オ 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条第1項に規定する自衛隊の任務として行う行為

カ 警察法第2条第1項に規定する警察の責務として行う行為

キ アからカまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第40条第2項の規定による協議は、条例第14条第2項、条例第24条第5項又は条例第25条第5項において準用する条例第24条第5項の規定による許可の申請に準じて行うものとする。

第30条 条例第40条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第11条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、又はしようとする場合であって、前条第1項第1号のアからエまでに掲げるもの

(2) 条例第24条第8項の規定により届出をして引き続き同条第4項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をする場合、又は同条第10項若しくは条例第26条第1項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとする場合であって次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって前項第2号のアの(ア)から(ウ)までに掲げるもの

イ アに掲げるもののほか、次に掲げる場合

(ア) 砂防法第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第3条第1項に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

(イ) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

(ウ) 都市公園等を設置し、又は管理する場合(都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

(エ) 文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定、同法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第69条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第70条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(エ) 警察法第2条第1項に規定する警察の責務としての行為をする場合

(カ) 前条第1項第2号のウ(アを除く。)に掲げる場合

ウ ア及びイに掲げる場合における行為に附帯する行為をする場合

(職員の身分証明書)

第31条 条例第12条第2項、第16条第2項、第20条第2項、第28条第3項及び第29条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第16号によるものとする。

(添付書類の省略)

第32条 条例第14条第1項、第24条第4項若しくは第25条第4項第3号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第11条第1項、第17条第1項、第24条第8項若しくは第26条第1項の規定若しくは第7条第1項第3号若しくは第20条第1項第3号のキの規定による届出を了した行為の変更に係る届出にあっては、第4条第3項、第10条第2項、第12条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第2項又は第24条第3項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類(第3項において「添付書類」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第1項に該当するもののほか、条例第14条第2項若しくは条例第24条第5項(条例第25条第5項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第11条第1項、第17条第1項、第24条第8項若しくは第10項若しくは第26条第1項の規定若しくは第7条第1項第3号若しくは第20条第1項第3号のキの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付書類の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付書類の一部を省略することができる。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。